

守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を講ずること待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的に、これらを行う事業者に対し、守口市保育対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次条第1項第1号に掲げる事業のうち、保育支援者の配置 市内に所在地を有する私立幼保連携型認定こども園及び保育所
- (2) 次条第1項第1号に掲げる事業のうち、児童の園外活動の見守り等及びスポット支援員の配置 市内に所在地を有する私立幼保連携型認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園
- (3) 次条第1項第2号に掲げる事業 市内に所在地を有する私立幼保連携型認定こども園、保育所、小規模保育事業及び事業所内保育事業

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 保育人材確保事業の実施について（令和6年5月30日こ成保第312号）の別添6に定める保育体制強化事業実施要綱による事業（以下「保育体制強化事業」という。）
- (2) 保育人材確保事業の実施について（令和6年5月30日こ成保第312号）の別添7に定める保育補助者雇上強化事業実施要綱による事業（以下「保育補助者雇上強化事業」という。）

2 前項各号に掲げる事業に係る経費について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の施策により、その経費が交付される場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象と

しない。

（補助対象経費及び補助基準額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表左欄に掲げる事業ごとに同表中欄に掲げる補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と同表右欄に掲げる補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、守口市保育対策総合支援事業費補助金交付申請書を市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する守口市保育対策総合支援事業費補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市保育対策総合支援事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

（補助金の概算払の請求）

第7条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した交付額について概算払をすることができる。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、概算払を受けようとするときは、交付決定後速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後、第5条の規定による申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、守口

市保育対策総合支援事業費補助金変更交付申請書を、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、守口市保育対策総合支援事業費補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前条に規定する確定通知書の送付を受けたときは、市長が別に定める日までに、市長へ補助金交付請求書を提出するものとする（第7条の概算払の額と前条の規定により確定した額に、差が生じない場合を除く。）。

(交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(精算)

第14条 補助事業者は、第7条の規定による概算払により補助金の交付を受けた場合において、当該補助金の額が第11条の規定により確定した補助金の額を上回るときは返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に守口市保育対策総合支援事業費補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第17条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 補助事業者は、経理の状況を常に明確にし、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を10年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、守口市保育対策総合支援事業費補助金主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行し、改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行し、改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4

月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 21 日から施行し、改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 (第 3 条関係)

補助対象事業名	補助対象経費	補助基準額
保育体制強化事業	保育対策総合支援事業費補助金の	国要綱の別表に規定する間接補助事業の保育体制強化事業の基

	国庫補助について（令和５年10月12日こ成事第520号）の別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）の別表に規定する間接補助事業の保育体制強化事業の対象経費	準額
保育補助者雇上強化事業	国要綱の別表に規定する間接補助事業の保育補助者雇上強化事業の対象経費	国要綱の別表に規定する間接補助事業の保育補助者雇上強化事業の基準額。ただし、配置月数が12月に満たないときは、基準額に配置月数を乗じた額を12で除して得た額とする。